

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
山元町	山下地区、坂元地区	令和4年2月18日	令和5年2月10日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	2,414 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	1,254 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	302 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	112 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	40 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1,405 ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

地区内の耕地面積2,414haに対し、アンケート調査に回答いただいた地区内の耕地面積中、後継者未定の面積と後継者不明の面積の合計面積152haの農地が受け手が見つかっていない状況にあり、新たな農地の受け手の確保及び中心経営体等担い手への農地集約が必要である。

具体には、地権者の約7割が農地を貸し出したい・手放したい意向があり、貸し出し相手の見込みがない方が約6割いる状況。それに対し、耕作者については、離農する方からの引き受けを約6割が引き受ける意向があることから、地権者と耕作者のスムーズなマッチングの促進が必要である。

集約されていない山側などの農地は、耕作条件が悪く水稻経営が難しい農地が多く、農地の集積方法も課題となっている。

耕作者の高齢化及び後継者不足が進んでおり、将来的に空き農地ができる可能性もあり、新規就農者や企業参入による新たな担い手を呼び込むため、国・県・町各種補助事業を活用し、農業者への支援が必要である。

各集落における課題については、以下のとおりである。

○山下地区の集落ごとの課題

【八手庭】

・新規就農者を呼び込むためには、ほ場(田畑)整備を行うなど耕作条件を整備することが必要。

【横山】

・離農者が増える一方で担い手は限られているため、1経営体当たりの耕作面積が年々拡大し、負担が大きくなっている。

【大平】

・国道6号より西側(山側)は、ほ場内(田)の排水が良くないために、耕作に適していない農地が多い。

【小平】

・国道6号より東側は、側溝に土砂が溜まり、排水が上手く機能していない箇所がある。

【鷺足】

・国道6号より西側(山側)は、イノシシによる被害があるほか、ムクドリによるりんごの被害も懸念される。

【山寺】

・国道6号より西側(山側)の田は、耕作条件が悪いため、転作作物(そば)を作付けしている。

【山下】

- ・国道6号より東側は、ほ場内(田)の排水が悪いところもある。また、耕作が行われず、雑草が繁茂し、荒地になっているところもある。

【浅生原】

- ・国道6号より西側(山側)は、イノシシの被害を受けるため、耕作をあきらめた農地がある。また、雑草が繁茂しているところもある。

【高瀬】

- ・国道6号より西側(山側)は、排水が悪く、未耕作地が散見される。そのため、農地の所有者は農地を貸したくても借り手がいない状況にある。

【合戦原】

- ・イノシシ、タヌキの数が増え、農地の一部が荒れている。

【牛橋】

- ・排水が良くないなど、耕作条件が悪いため、農地を手放す人もいる。

○坂元地区の集落ごとの課題**【真庭】**

- ・国道6号より西側(山側)は、排水が悪い農地(田)が多く、また、イノシシによる被害もある。

【久保間】

- ・イノシシによる被害のほか、サルによるりんごの被害がある。

【中山】

- ・若手の耕作者がいない。

【下郷】

- ・イノシシの被害が広範囲に拡大している。

【町】

- ・排水が良くないため、耕作に適していない農地がある。

【上平】

- ・排水が良くない農地があり、農業用機械が入りづらいなど耕作に適していない農地がある。

- ・ほ場(田)面積が小さく、現状では大規模に耕作するには不向きである。

【磯】

- ・雑草が繁茂し、耕作されていない農地がある。

【中浜】

- ・揚排水が上手く機能していないために水が行き届かないほ場(田)があり、そうしたところは、転作作物を作ざるを得ない。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針**【山下地区】**

国道6号から東側においては、小平～高瀬にかけて連担化・集積化されている農地が多く、耕作条件が整っている農地が多い状況にある。

一方では、10年後、70歳以上となる農地所有者及び耕作者の面積が全体の大半を占めることから、耕作している中心経営体への農地集約化、他地域からの企業等参入、新たな担い手へ農地の斡旋及び後継者不足解消に向けた取組を行う必要がある。また、新規就農者等が就農しやすい、環境整備を行う必要がある。

国道6号から西側においては、八手庭～高瀬にかけて、飛び地ではあるが、連坦化されている農地もある状況にある。

一方では、鳥獣被害や排水対策が不十分であり、条件不利な農地も多くあるため、現状把握と対策について、関係機関と連携し、農地所有者及び耕作者に対し、適切な支援を行う必要がある。

【坂元地区】

国道6号から東側においては、中浜～磯にかけて連担化・集積化されている農地が多くある。

一方では、排水対策が不十分であり、条件不利な農地も多くあるため、現状把握も含め関係機関と連携し、農地所有者及び耕作者に対し、適切な支援を行う必要がある。

国道6号から西側においては、真庭～中山にかけて連担化・集積化されている農地が多く、転換作物(大豆、飼料用米)については、集落営農組織等により多く作付されている状況である。

一方では、鳥獣被害や排水対策が不十分であり、条件不利な農地も多くあるため、現状把握も含め関係機関と連携し、農地所有者及び耕作者に対し、適切な支援を行う必要がある。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

【農地中間管理機構の活用方針】

将来の経営農地の集約化を目指し、農地中間管理機構への貸し付けを積極的に行い、集積・集約化を促進する。

中心経営体が病気や怪我等で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

【生産力強化への取組方針】

JAや農業改良普及センターと協力体制をとりながら、農業の生産コストの軽減や高収益作物導入等による農業所得の向上に取り組む。

【排水対策への取組】

条件不利の農地をはじめ、農地の排水状況等を把握し、適切な支援等を行う。

【鳥獣被害防止対策の取組】

町、鳥獣被害対策実施隊、農作物有害鳥獣対策協議会が一体となり被害防止対策や捕獲体制等に取り組む。

【転換作物推進への取組】

転換作物の作付誘導を行い、需給調整を図り、農業者の所得向上を図る。また、転換作物に対し、適切な支援等を行う。